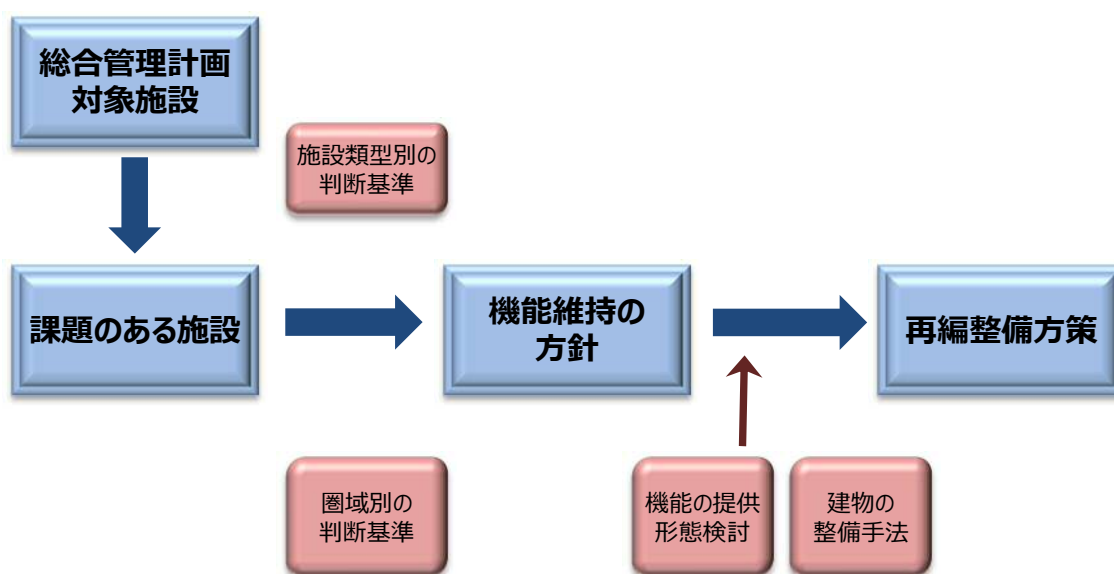


第6章 アクションプラン（実行編）の進め方

6-1 戦略編の活用

戦略編においては、公共施設の再編整備や適正配置を戦略的に進めるための判断基準として、個々の施設ごとに、施設用途別の相対的な分析（ポートフォリオ分析）や地域別の人口概要・公共施設保有量などの分析を行いました。

実行編では、これらの分析結果を踏まえ、個々の施設ごとに、市として提供する機能と施設の両面について、それぞれ客観的・政策的な判断の上、最終的に計画期間内に取組みやすく具体的な見直しの方向性を定め、公共施設の再編整備や適正配置を進めていくこととします。



6-2 具体的見直し検討プロセス

(1)課題のある施設の抽出(実行編の対象施設)

総合管理計画でアクションプランの対象とした施設から、ポートフォリオ分析や地域別の分析結果、建物の劣化状況（経過年数）に加え、政策的な判断基準により、アクションプランの各期において、集中的に見直しを進める必要がある施設（以下、「課題のある施設」という。）を抽出します。

(2)機能維持の方針決定

抽出された課題のある施設の機能について、施設類型別の判断基準や地域別の判断基準により、今後も維持していく必要があるか、維持しないかを総合的に判断します。

(3)再編整備方策の決定

施設の具体的な見直しの方向性として、機能の提供形態と整備手法の観点について、

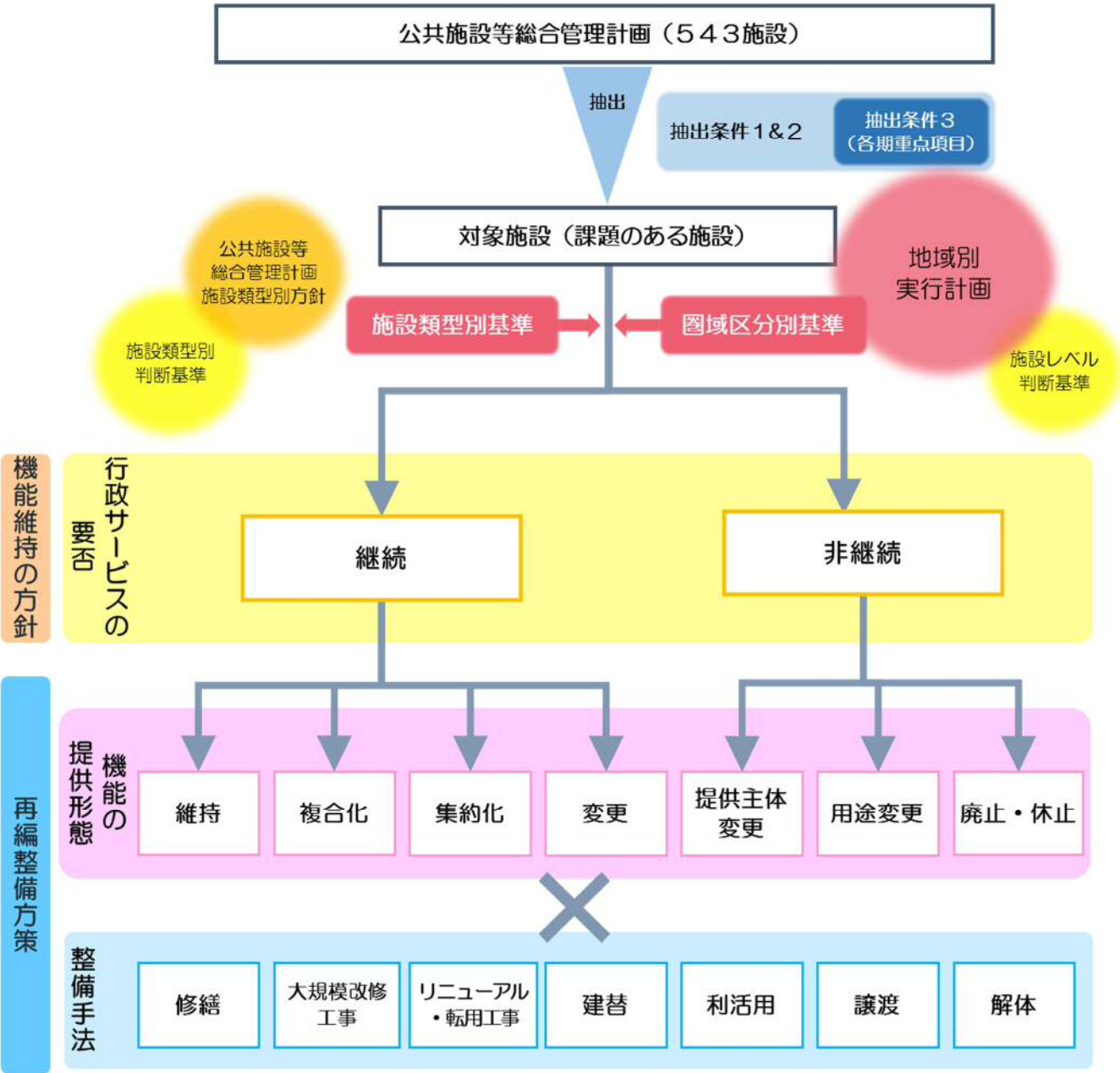
それぞれ最適な方策を定めます。計画の進捗に合わせて最も効率的な方策を取っていくことが求められることから、再編整備方策の決定当初は、想定される複数の方策が併記されることがあります。

① 機能の提供形態

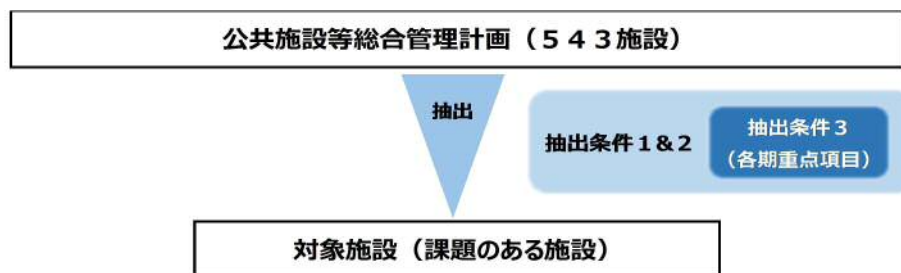
機能の継続・非継続の判断を踏まえ、その提供のあり方について、現状維持、複合化、集約化、廃止などの方針を示します。

② 整備手法

機能維持方針及び機能の提供形態を踏まえ、修繕、建替、譲渡、解体など、施設をハード面からどう再編していくのか整備手法について方針を示します。



6-3 課題のある施設の抽出条件



抽出条件1

築年数が30年以上経過した施設、かつ、ポートフォリオ分析においてD分類となったすべての施設（なお、ポートフォリオ分析を行っていない施設は、「品質」、「供給・財務」のどちらか一方の偏差値が50未満と読み替える。）

- ✓ 建物の耐用年数を60年としますと、一般に30年経過時点で大規模改修等の抜本的な施設機能の維持方策が必要となることが多いため、これを超える施設については、今後施設を維持して利用していくかどうかについて検討することが課題となります。
- ✓ ポートフォリオのD分類の施設は、他の施設と比較して、建物老朽度の進行が進み、利用状況やコスト状況等にも課題が多いため、その対策を検討することが課題となります。
- ✓ この条件は、すべての期で共通とします。

抽出条件2

施設の複合化・集約化、統廃合や利活用等、公共施設マネジメントの視点で見直しの方向性が決定している施設であって、既に継続して見直しに取り組んでいる施設

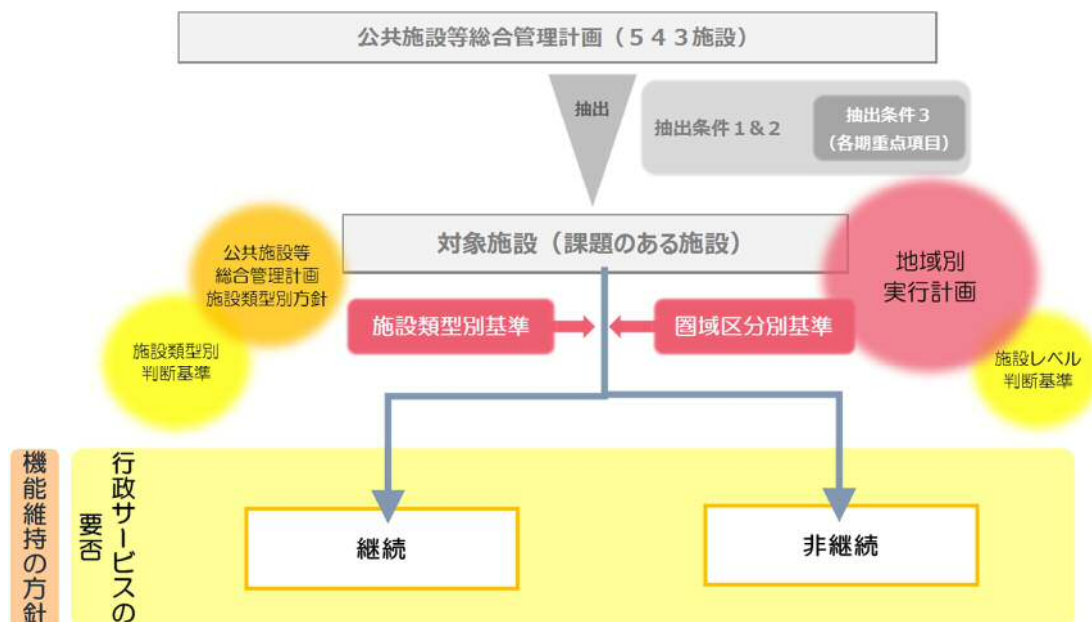
- ✓ 各アクションプランの期間内に見直しが完了しなかった施設は、次期計画でも見直しを継続して取り組んでいく必要があります。
- ✓ 政策決定された公共施設マネジメントに資する見直しの方向性については、継続して取り組んでいく必要があります。
- ✓ この条件は、すべての期で共通とします。

抽出条件3

アクションプランの各期において、個別にテーマを設定し、重点的に取り組む必要があると決定された施設

6-4 機能維持の方針

課題があるとされた施設について、施設が提供している行政サービス機能に着目し、当該機能の今後の方針を決定します。



方針	内容
継続	施設で実施されている現行の機能について、行政が引き続きサービス提供を続けることが効果的と考えられるもの。
非継続	施設で実施されている現行の機能について、行政がサービスの提供を行う必要がない（なくなっている）と思われるもの。サービス提供主体を民間等に変更してサービス提供を続けるものや、機能を変更して類似のサービスを提供する場合も含む。

6-4-1 今後の方針を決定するための判断基準

方針を決定するための判断基準として、施設類型別、圏域区分別のそれぞれの観点から基準を定めます。

「施設類型別基準」は総合管理計画内で定めた類型別の方針と、次頁で定める施設類型別判断基準とで構成されています。

「圏域区分別基準」は、客観的な指標である「施設レベル判断基準」と住民の意見や地域の課題を反映した「地域別実行計画」から構成されます。

「施設類型別基準」と「圏域区分別基準」それぞれにおける判定によって、どちらか一方の方針が「継続」に該当した場合は、「継続」の方針とすることとします。

ただし、「圏域区分別基準」内の「施設レベル判断基準」において、圏域区分を「地域」、「地区」と定めたものに対しては、地域に密着した施設であると判断され、再編に当たってはより地域の意見を反映することが必要であると考えられます。そのため、これらの施設に対しては、「地域別実行計画」で決定された方針を「施設類型別基準」、「施設レベル別判断基準」に優先することとします。

(1)施設類型別基準

総合管理計画における施設類型別の方針及び以下の「施設類型別判断基準」に基づき、総合的に方針を決定します。

【施設類型別判断基準】

施設類型	判断基準	機能についての方針
集会施設 文化施設 図書館 博物館等 その他社会教育施設 スポーツ施設 レクリエーション・ 観光施設 産業系施設 幼児・児童施設	1) 他の施設と集約・複合化を図ることにより利用状況の改善が期待できるもの 2) 特別な政策目的を達成するために機能を維持することが必須であるもの 3) アクションプラン各期において定められる特段の政策目的を達成するために機能を維持することが必要なもの	継続
	4) 1) 2) 3) に該当しないもの	非継続
学校	1) 児童生徒数が増加しているもの又は減少による教育機能の提供に大きく支障がないもの 2) 著しく児童生徒数が減少し又は減少が予想され、教育機能の提供に大きな支障が生じているもので、同一地域内で集約を行うことによりその解消が図れるもの	継続
	3) 1) 2) に該当しないもの	非継続
その他教育施設	1) 特別な政策目的を達成するために機能を維持することが必要なもの 2) アクションプラン各期において定められる特段の政策目的を達成するために機能を維持することが必要なもの	継続
	3) 1) 2) に該当しないもの	非継続
幼保・こども園	1) 園児数が増加しているもの又は減少による保育・教育機能の提供に大きく支障がないもの 2) 著しく園児数が減少し又は減少が予想され、保育・教育機能の提供の大きな支障が生じているもので、同一地域内で集約を行うことによりその解消が図れるもの	継続
	3) 1) 2) に該当しないもの	非継続

高齢者福祉施設 障害福祉施設 児童福祉施設 保健施設・医療施設	1) 特別な政策目的を達成するために機能を維持することが必要なもの 2) アクションプラン各期において定められる特段の政策目的を達成するために機能を維持することが必要なもの	継続
	3) 1) 2) に該当しないもの	非継続
庁舎等 消防施設 その他行政系施設 その他	1) 法律で定められる行政サービス提供のために機能を維持することが必要なもの 2) アクションプラン各期において定められる特段の政策目的を達成するために機能を維持することが必要なもの	継続
	3) 1) 2) に該当しないもの	非継続
公営住宅	1) サービス供給上必要な個数を確保するために機能を維持することが必要なもの 2) アクションプラン各期において定められる特段の政策目的を達成するために機能を維持することが必要なもの	継続
	3) 1) 2) に該当しないもの	非継続

(2) 圏域区分別判断基準

① 施設レベル別判断基準

市域をエリアの観点から3区分に分け、それぞれの判断基準に基づき客観的に方針を決定します。

圏域区分	判断基準	機能についての方針
広域・市域レベル (広域・市域拠点施設)	1) 市に唯一の機能であって又は同一圏域内の他の施設機能でも代替ができないもの	継続
	2) 1) に該当しないもの	非継続
地域レベル (地域生活圏拠点施設)	1) 地域に唯一の機能であり、同一圏域内の他の施設機能でも代替ができないもの	継続
	2) 1) に該当しないもの	非継続
地区レベル (生活圏拠点施設)	1) 地区に唯一の機能であり、同一圏域内の他の施設機能でも代替ができないもの	継続
	2) 1) に該当しないもの	非継続

② 地域別実行計画における検討

地域別実行計画とは、14の地域ごとに、それぞれの地域生活圏域にある「地域」「地区」を対象圏域とする施設について、住民の意見や地域の課題を踏まえ、施設へのアクセスや提供するサービスなどが最適になるように、施設機能の複合化・集約化や、転用、廃止など検討するものです。したがって、地域の実情やニーズを踏まえ、方針を決定することが可能になります。

○策定対象地域

✓14 地域別(富山市都市マスタープランで定めた地域)に計画を策定します。

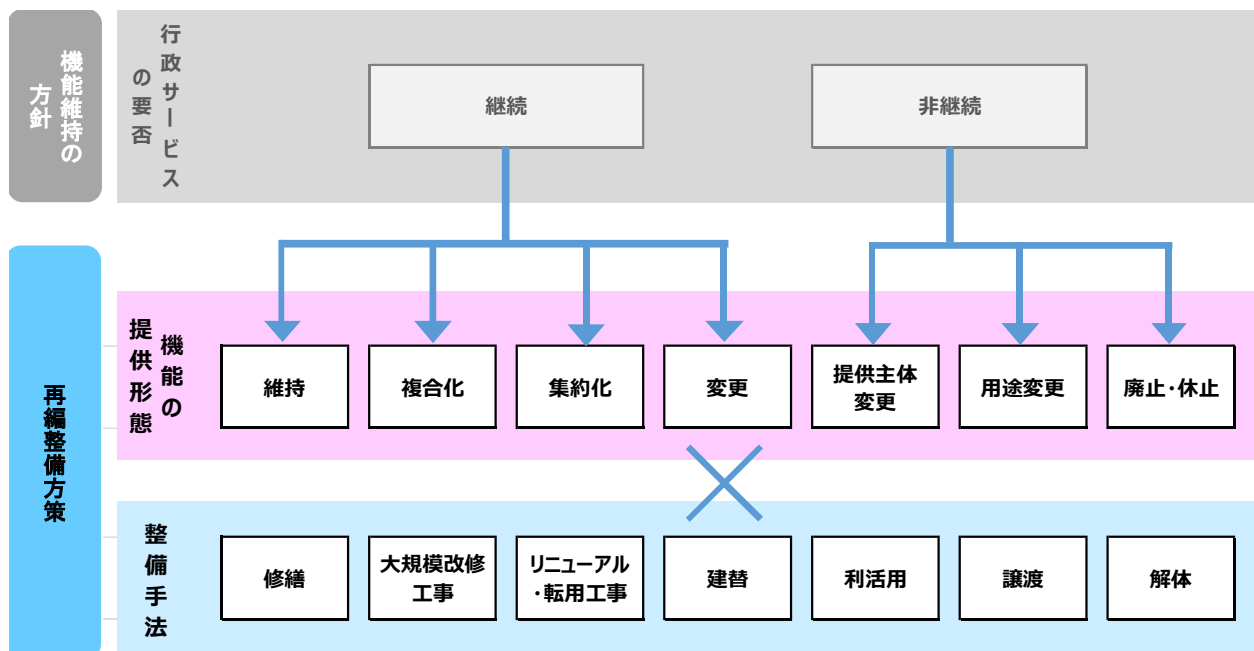
○策定の内容

- ✓地域内の公共施設の個別施設ごとの整備方針とスケジュールを策定します。
- ✓地域の特性を反映させた機能配置とすること、住民の合意を円滑に進めることから、地域ごとに、住民参画の手法を用いて計画策定を遂行します。

○策定方法

- ✓住民代表によるワークショップや広報誌発行等の多様なコミュニケーション手段を用いて、住民の意向を反映させた計画を作成します。
- ✓地域の課題、まちづくりの課題を十分に反映させた計画とするために、富山市立地適正化計画との整合を図りながら計画づくりを行います。
- ✓計画策定は5つのステップで実施します。
 - 進め方の決定
 - 公共施設・まちづくりの課題の抽出の整理と総量縮減目標の設定
 - 課題の解決と目標実現のための施設再編案(複数案)の作成
 - 再編案の比較検討
 - 再編案の絞り込みと計画策定

6-5 再編整備方策



再編整備方策について、機能の提供形態（ソフト）と整備手法（ハード）それぞれの観点において、再編整備の方策を検討しますが、方策は一つとは限りません。

方針	再編整備方針	内容
機能の提供形態に関わる方策 (ソフト)	維持	現状の機能をそのまま提供する。
	複合化	他の施設における異なる機能を受け入れる又は移転して、一体又は同一敷地・建物において機能提供を行う。
	集約化	他の施設における同一機能を受け入れる又は移転して、一体又は同一敷地・建物において機能提供を行う。
	変更	機能の一部を改変（改良）し、機能提供を行う。
	提供主体変更	機能の提供主体を民間や地元団体等、市以外に変更する。
	用途変更	機能の全部を改変（改良）し、他の機能として提供を行う。
	廃止・休止	機能提供を停止又は一時停止する。
建物整備に関わる方策 (ハード)	修繕	建物設備に障害が発生している場合は適時修繕を行う。
	大規模改修工事	機能向上や老朽化への抜本的な対応を行うための工事を行う。躯体の中性化や腐食を抑止し長期間にわたり建物を使用することを目的とした長寿命化も含む。
	リニューアル・転用工事	建物の機能を変更することに伴う、内装や設備の変更を行う。
	建替	建替を行う。
	利活用	当該施設の空スペース等を活用し、別用途等で使用する。
	譲渡	建物を譲渡・売却する。
	解体	解体を行う。

6-6 実行編の進捗管理

全8次の実行編については、5年間（第1次は4年間）のプランとなっています。5年ごとに前次のプランの進捗状況を確認しながら内容を更新し、戦略編の方針等を基本としながら次期プランを策定します。

ただし、戦略編についても、必要に応じて見直しを行うべきところがあれば、内容の改定を行います。

また、各次のアクションプランの中では、1年を一つの進捗管理期間として、PDCAサイクルにより進捗管理を行うことになります。

※「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が平成31年4月30日に施行されますが、本プランの作成時点においては、「元号を改める政令」が公布されていないことから、同日以降の表記についても、便宜上「平成」の元号を使用しています。